|  |
| --- |
| **B340000** |

**一斉休憩適用除外に関する協定**

**平成30年3月20日**

# **エムシーパートナーズ株式会社**

一斉休憩の適用除外に関する協定

　エムシーパートナーズ株式会社 瀬戸内営業所（以下「会社」という。）とエムシーパートナーズ株式会社 瀬戸内営業所 従業員代表（以下「従業員代表」という。）は、労働基準法第３４条第２項但書の規定に基づき、一斉休憩の適用除外に関し、次のとおり協定する。

（適用対象者）

第1条　この協定は会社に勤務する従業員の内、社員、嘱託、無期雇用嘱託並びに無期雇用契

約社員について適用する。

（休憩時間の付与方法）

第2条　従業員就業規則第８条、嘱託就業規則第7条、契約社員就業規則第10条、無期雇用

嘱託就業規則第7条並び無期雇用契約社員就業規則第11条の労働時間が適用される社

員、嘱託、契約社員、無期雇用嘱託社員並びに無期雇用契約社員で外回り、来客応対等で

業務の都合上、休憩時間帯に休憩時間が確保できない場合の休憩時間は次の通りとする。

　所定就業時間の途中で合計６０分

　　　　尚、フレックスタイム制適用対象者で午後１時以降就業する場合で実労働時間が６時間以上に及ぶ場合は１日の就業時間の途中で合計６０分

（有効期間）

第3条　この協定の有効期間は、平成30年3月20日から１年間とする。但し、この協定の有効期間満了日の３０日前までに会社、従業員代表いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに１年間有効とし、その後においても同様とする。

平成30年3月20日

エムシーパートナーズ株式会社

瀬戸内営業所

営業所長　　　守 屋　 宗 一 郎

エムシーパートナーズ株式会

瀬戸内営業所

従業員代表　　日 石　和 美